

社会福祉法人佐賀ライトハウス

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀ライトハウス(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

- (1) 非常勤の理事(理事長) 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の非常勤理事(理事長)の報酬月額は、別記1に定めるとおりとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。

3 評議員に対する報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、この法人に勤務する職員に準じて、施設長に支給される額に相当する額を出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤理事(理事長)の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、職員給与規程第13条の規定に準じて支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会または評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支払う。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金により本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

平成29年4月23日（評議員会の議決日）から施行の「社会福祉法人佐賀ライトハウス評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関する規程」は、これを廃止する。

平成30年4月1日から施行の「社会福祉法人佐賀ライトハウス役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程」は、これを廃止する。

令和2年4月1日から施行の「社会福祉法人佐賀ライトハウス役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程」は、これを廃止する。

この規程は、令和3年5月31日より施行する。

別記1 非常勤理事（理事長）の報酬 月額 40,000円

別表1

	報酬の定額
非常勤役員・評議員	1日につき、5,000円